

三豊市監査委員告示 第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年 1 月 10 日

三豊市監査委員 糸川 昇
三豊市監査委員 宝城 明

平成 29 年度

定例監査結果報告書(第 1 回)

三豊市監査委員

三監第143号
平成30年1月10日

三 豊 市 長 山 下 昭 史 様
三 豊 市 議 会 議 長 城 中 利 文 様
三 豊 市 教 育 委 員 会 教 育 長 岡 根 淳 二 様

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝城 明

平成29年度定例監査結果（第1回）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出する。

第1 監査の対象及び期間

対 象		監査実施期間
部 課 等 名	事務の実施期間	
総務部	総務課 (所管の行政委員会含) 危機管理課 秘書課 人事課 管財課	平成 29 年 10 月 11 日から 平成 29 年 10 月 12 日まで
政策部	財政課 産業政策課 田園都市推進課 工業用水道対策室	平成 29 年 10 月 12 日
市民部	市民課 税務課 人権課 山本支所 三野支所 豊中支所 詫間支所 仁尾支所 財田支所	平成 29 年 10 月 17 日から 平成 29 年 10 月 19 日まで 平成 29 年 9 月 30 日まで
環境部	環境衛生課 水処理課	平成 29 年 11 月 2 日から 平成 2900 年 11 月 10 日まで
健康福祉部	健康課（診療所含） 介護保険課 福祉課 子育て支援課	平成 29 年 10 月 17 日から 平成 29 年 10 月 26 日まで

教育委員会 事務局	教育総務課	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 29 年 9 月 30 日まで	平成 29 年 10 月 26 日から 平成 29 年 10 月 31 日まで
	学校教育課		
	学校給食課		
	南部学校給食センター		
	三野町学校給食センター		
	仁尾町学校給食センター		
	生涯学習課		
	少年育成センター		

第2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、現金取扱の手順、預金通帳の管理、契約事務、負担金・補助金交付事務、歳入歳出予算執行状況、未収金対策、公用車の運行記録、施設の利用状況等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

第3 監査の結果

監査の結果については、「改善・検討事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」として取りまとめており、「改善・検討事項」について、措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき遅滞なく通知されたい。

執行機関においては、指摘を受けた部署だけの課題とせず、全ての部署が当事者意識を持って現状の課題を確実に振り返ることを強く望む。また、各所管課の責任者においては、業務実態や進捗状況を十分把握し事務事業の適切な運行管理に努め、職場内部での審査がより実効性をもって行われるよう点検の質を高めて行くとともに、自主評価を基にしたより効率的な事務事業の管理を行っていただきたい。

【改善・検討事項】

《個別事項》

- ・使用料の徴収時期等について（人権教育課）

行政財産の使用料の徴収については、三豊市行政財産の使用料徴収条例・三豊市公有財産管理規則等に基づき実施されているところであるが、請求時期・歳入科目及び複数年の納入など、条例・規則にそぐわない事例が見受けられた。

条例・規則に基づき適正な事務処理を実施すること。

【意見】

《個別事項》

・適正な支払い事務処理について（子育て支援課・学校給食課）

限られた職員での事務事業を行うために、専門性・継続性のある業務においても、臨時職員での対応が見受けられる。そのような中で、出先機関の多い部署においては事務等の集中化を図る等で職員数削減に対応する努力をしているのは評価するところである。

しかし、伝票等の事務処理において時間を要しているものが見受けられた。
今後は、適正な事務処理をされたい。

・公用車の使用について（管財課・支所）

公用車は市の重要な物品であり、購入や維持管理に多額な経費を伴うことから、適切な管理、運行を行う必要がある。また、公用車の事故は、市に財産的損害を発生させ、運転者の生命・身体の安全にもかかわるものであり、市が加害者となる事故は市民の信頼を損なうことも考えられる。

各支所の公用車運転日誌を確認したところ、概ね適正な使用及び管理がなされていたが、中には運転日誌の記入・押印漏れ、車両の凹みチェック等の無いものが認められた。

また、注意不足による事故も見受けられた。

運転日誌の記入等、当然の行為がなされない心のゆるみは、不注意による事故を発生させる要因でもある。

貸与している公用車を含め、運行管理について適切な執行をされたい。

《共通事項》

・支出負担行為の時期について

支出負担行為とは支出の原因となるべき契約その他の行為（地方自治法第232条の3）であり、三豊市会計規則第35条（支出負担行為の整理区分）に支出負担行為の時期等その詳細が定められている。

しかしながら、契約締結等の事実がありながら、支出負担行為がなされていない点が見受けられた。

今後は、適正な事務処理をされたい。

- ・委託料に係る事務処理について

委託料の支払いは、業務終了後、その履行を確認したうえで行うのが通常であるものが、委託費は「地方自治法施行令第 163 条」で前金払いできるものの一つとされている。また「三豊市会計規則」においても前金払いについて規定されている。

しかし、前金払いは支出の特例であり、根拠が必要である。現状では、全額前金払いする合理的な理由があるのか、疑問である。

業務の実施時期・状況を勘案し、効率的且つ適切な支払い方法を検討するなど、適正な執行をされたい。